

実施庁評価要旨（平成17年度実施）

○ 社会保険庁長官あて通知における今後の社会保険庁改革に係る指示

社会保険庁をめぐっては、平成16年度において、不祥事や国民の疑惑を招く事態が頻発し、国民から厳しい批判や解体的出直しを求める声が出されている。

このような事態は、社会保険行政に対する国民の信頼を大きく損なったという点で誠に遺憾であり、社会保険庁の業務改革と組織改革の双方を抜本的に図っていくことが必要である。

このため、平成16年度においては、業務改革について、民間出身の長官を先頭に、国民サービスの向上、保険料徴収の徹底を進めるとともに、予算執行の透明性の確保、個人情報保護等の徹底、組織内部の改革に取り組んできたところであるが、その着実な実現を図らなければならない。また、併せて、幅広い有識者等による意見を踏まえ、人事評価制度の導入者組織の在り方の抜本的な改革を断行していくこととしている。

今後とも、社会保険庁は、社会保険事業に対する国民の信頼を回復し、その事業と新しい組織に対する国民の理解が得られるよう、社会保険新組織の実現に向けた有識者会議、社会保険事業運営評議会、その他関係各方面の意見も踏まえつつ、「緊急対応プログラム」、「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～」等に基づく取組みの推進に最善を尽くしていく必要がある。

○ 実績評価書要旨

平成16年度に達成すべき目標	主な指標	評価の概要
1 適用事務に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規適用事業所数 ○ 全被保険者資格喪失事業所数 ○ 適用事業所数 ○ 巡回説明事業所数 	<p>（評価結果）目標の達成に向けて進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来取組みに加え、呼出、戸別訪問等による加入指導の徹底といった対策の強化が図られ、また、職権適用等への取組みが着手された。 ○ 引き続き、「緊急対応プログラム」等に基づく職権適用の実施等の取組みを推進するとともに、「市場化テスト」のモデル事業の結果も踏まえた、効率的な適用促進事務の在り方を検証していくことが必要。
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）等に対し、適正な届出の励行を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明会開催数 ○ 調査官総合調査件数 ○ 賞与支払事業所数 	<p>（評価結果）目標の達成に向けて進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度と同様の取組みが実施されており、社会保険調査官が行う総合調査についても、各社会保険事務所において調査官総合調査計画数を増加した結果、件数が増加した。 ○ 引き続き、調査の重点的・効率的実施等を推進し、適正届出の励行を促進していくことが必要。
(3) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）に対する調査を効果的に実施し、被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額を適正に把握すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格取得被保険者数 ○ 資格喪失被保険者数 ○ 被保険者数 ○ 被扶養者数 ○ 定時決定時調査件数 ○ 調査官総合調査件数 	<p>（評価結果）目標の達成に向けて進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度と同様の取組みが実施されており、社会保険調査官が行う総合調査件数は増加した。一方、定時決定時調査については、効率化・重点化が進められ、件数は減少した。 ○ 引き続き、調査の重点的・効率的実施等を推進し、被保険者等の資格及び標準報酬の適正な把握を促進していくことが必要。
(4) 国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用により未加入者の解消を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳到達者の適用率 ○ 資格取得被保険者数（第2号被保険者数を除く） 	<p>（評価結果）目標を達成した。 （数値目標の達成状況）20歳到達者の適用率については100%となっており、完全適用を達成している。</p>

<p>(20歳到達者の完全適用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格喪失被保険者数(第2号被保険者数を除く) ○ 被保険者数(第2号被保険者数を除く) ○ 届出による20歳到達者の適用数 ○ 20歳到達者の適用数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度と同様、20歳到達者情報の把握に当たって住基ネット等を活用する等の取組みにより、20歳到達者の把握及び完全適用という目標は達成。 ○ 今後とも、住基ネット等の活用により、20歳到達者の把握のための取組みを推進することが必要。
<p>(5) 国民年金の被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、届出の励行を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種届出の勧奨件数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共職業安定所との連携による種別変更の手続きについての周知等が行われており、届出勧奨状の送付・制度の周知を推進した結果として、各種届出の届出遅れに係る勧奨状の送付件数は例年減少してきている。 ○ 「緊急対応プログラム」に基づき、平成17年度中に、国民健康保険加入者の情報を活用した未加入者の把握及び届出の励行等の取組みを実施することが必要。
<p>(6) 年金に関する被保険者記録について、各種届出に基づき、基礎年金番号により正確に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他制度加入照会者数 ○ 年金手帳記号番号回答票数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来に引き続いて、届出の周知、基礎年金番号の計画的整理等の取組みが進められている。 ○ 引き続き、基礎年金番号導入前の国民年金及び厚生年金等の年金手帳記号番号の整理について、計画に沿って実施していくとともに、二重付番の完全な防止の達成に向けて対策を推進することが必要。
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p>		
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 (前年度と同じ、又は上回る保険料収納率とすること。) (前年度を上回る口座振替実施率とすること。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料収納率 ○ 口座振替実施率 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。 (数値目標の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料収納率については、いずれの保険事業についても、前年度を上回る実績となった。 ・ 口座振替実施率については、船員保険事業を除き、前年度を上回る実績となった。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来に引き続き、納期内納入及び口座振替の推進に係る積極的な取組みが推進された結果、政府管掌健康保険及び厚生年金保険に係る口座振替実施率が上昇したが、総合的に見ると前年度を上回った保険料収納率については、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の過年度分が前年度を下回る結果となった。 ○ 引き続き、適正な滞納事業所の管理及び着実な滞納処分の実施等により、保険料の適正な納入の促進のための取組みを進めることが必要。
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導において、保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を含む。)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料収納額 ○ 保険料調定額 ○ 差押え事業所数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来に引き続き、新規に口座振替が不能となった事務所への電話納入督促等の取組みが促進されており、差押え実施件数が前年度実績を下回る結果となったことについては、預貯金など最も有効な差押えを重点的に行ったことによるものと考えられる。 ○ 引き続き、納付の督促等に係る取組みを着実に推進していくことが必要。
<p>(3) 国民年金被保険者に対する保険料納付督促、口座振替の促進及び強制徴収の実施などにより、保険料の確実な収納を図ること。 (平成19年度までに保険料納付率80%とする中期目標の達成に向けて、前年度を上回る保険料納付率とすること。) (前年度を上回る口座振替実施率とすること。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料納付率 ○ 保険料納付月数 ○ 保険料納付対象月数 ○ 戸別訪問件数 ○ 電話納付督促件数 ○ 口座振替実施率 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。 (数値目標の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料納付率については、前年度実績を上回る実績となった。 ・ 口座振替実施率についても、前年度実績を上回る実績となった。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民年金保険料収納にかかる行動計画」の策定等による計画的な納付督促等の取組みが進められた結果、数値目標についてはいずれも前年度実績を上回っているが、保険料納付率の実績は、行動計画に掲げる目標納付率(65.7%)の達

		<p>成には至っておらず、依然として厳しい水準にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、保険料の確実な収納を図るための取組みを進め、早急に納付率を改善基調に乗せていくことが必要。 ○ 保険料納付率の向上を目指すに当たっては、「市場化テスト」のモデル事業の結果も踏まえつつ、「業務改革プログラム」に基づく「新たな保険料徴収モデル」の展開等の取組みを推進していくこと等が必要。
(4) 国民年金保険料の免除制度等の周知に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免除件数 ○ 学生納付特例件数 ○ 追納件数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「緊急対応プログラム」に基づく、失業者に対する特例免除制度の周知及び低所得者への免除制度の周知等の取組みが進められており、申請全額免除者数、申請半額免除者数及び学生納付特例者数について、前年度実績をいずれも上回る結果となった。 ○ 納付率が低調な20歳の職権適用者などの若年者に対して、平成17年4月から実施されている若年者納付猶予制度等について周知を推進するとともに、多段階免除制度及び免除申請手続きの簡素化についても、開始が予定される平成18年7月に向け、早期の周知徹底を進めることが必要。
3 保険給付事務に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、医療費適正化を推進すること。 (前年度の被保険者1人当たり点検効果額を上回ること。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療給付費 ○ 医療費通知件数 ○ 内容点検件数 ○ 被保険者1人当たり点検効果額 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。 (数値目標の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府管掌健康保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額については、前年度の実績額を上回る実績となった。 ・ 船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額については、前年度の実績額を下回る実績となった。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府管掌健康保険に係るレセプト点検件数及び被保険者1人当たりレセプト点検効果額は前年度より若干の増加が見られ、目標を達成したといえるが、船員保険については、いずれも前年度の実績を下回っており、目標を達成していない。 ○ 引き続き、レセプト情報管理システムの活用等を通じた、的確なレセプト点検の実施等による医療費の適正化のための取組みを推進していくことが必要。
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金給付費 ○ 被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府管掌健康保険の現金給付費が増加した一方で、船員保険の現金給付費については、過去3年、横ばいの状況にある。また、被保険者1人当たりの支給日数については短縮される傾向にあり、適正化の取組みが着実に進められていると考えられる。 ○ 引き続き、適正な現金給付を行うための取組みを推進するとともに、支給決定通知について迅速な手続きを進めることが必要。
(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 失業保険金給付費 ○ 失業保険金受給者調査件数 ○ 失業保険金受給者数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来に引き続いての取組みが実施されている。失業保険受給者に対する調査件数については、失業保険の給付金額・給付件数の減少により、平成16年度に引き続いて減少傾向にある。 ○ 引き続き、リーフレットの配布等による周知を行う等、失業保険金の適正な支給を推進することが必要。
(4) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金給付は適正に決定し、支給すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金給付費 ○ 年金受給権者数 ○ 新規裁定件数 	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービススタンダードの導入が決定され、迅速な支給決定に向けた取組みが進められている。また、年金給付システムの総点検を実施し、その結果として、判

		<p>明した給付誤り等の全容を平成 17 年 4 月に公表するとともに、社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会の設置の検討等を実施するなど、今後の業務の改善に向けた体制の整備につながっている。</p> <p>○ 年金の給付誤りに係る再発防止対策を着実に実施するとともに、上記委員会の調査監視による早期発見に努め、過払額の最小限化を図ることが必要。</p>
(5) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にを行うこと。	<p>○ 年金受給者あてパンフレット送付数</p> <p>○ 説明会開催回数</p> <p>○ 新規受給者説明会参加者数</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <p>○ 新規裁定者全員に対するパンフレットの送付等の取組みが進められており、新規受給者説明会については、効率的な運営を図った結果、開催回数が減少した。</p> <p>○ 引き続き、年金受給者に対する適正な届出の周知徹底の取組みを確実に実施していくとともに、「緊急対応プログラム」に基づき、年金受給者等の視点に立って各種申請書類等の見直しを進めることが必要。</p>
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項		
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施すること。	<p>○ 健診実施者数</p> <p>○ 事後指導実施者数</p> <p>○ 健診実施割合</p> <p>○ 事後指導実施割合</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <p>○ アンケート及びニーズ調査が実施され、より受診者の意見を把握した健診が進められており、健診の実施割合は、政府管掌健康保険、船員保険ともに向上している。また、事後指導実施者については、人数は増加したものの、その割合は減少している。</p> <p>○ 増額した健診予算の効果的・効率的執行等により、より受診者の割合を増加させるとともに、事後指導についても、その充実を図るための取組みを進め、実施件数を増加させることが必要。</p>
(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切かつ効率的に実施すること。	<p>○ 利用者数</p> <p>○ 社会保険病院等の単年度収支状況</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。</p> <p>○ 年金福祉施設等について、今後の整理合理化の推進に向けた取組みが行われている。一方、社会保険病院については、単年度の収支状況を見ると、赤字の施設が大幅に減少し、併せて黒字の病院が増加しており、また、当期剰余金額についても前年度に比べ大幅な増加が見られる。</p> <p>○ 引き続き、社会保険病院については、経営改善計画に沿った取組みを着実に推進するとともに、平成 17 年 10 月より、年金福祉施設等の廃止・譲渡に係る業務を行うこととなる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が、当該施設の廃止等を着実に進めているかを把握していくことが必要。</p>
5 広報、情報公開、相談等に関する事項		
(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。 (前年度を上回る年金教育の実施校数とすること。)	<p>○ 年金教育の実施校数</p> <p>○ 年金研修の実施事業所数</p> <p>○ ホームページアクセス数</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。 (数値目標の達成状況) 年金教育の実施校数については、前年度実績を上回る実績となった。</p> <p>○ 広報の実施後、メディア接触率等の効果測定を実施する等の取組みが進められるとともに、年金教育の実施については前年度を大幅に上回る実績を上げることができた一方で、事業所内における年金研修については、希望事業所数が減少している。</p> <p>○ 効果測定の結果を活用し、より効果的・効率的な広報を実施していくための分析や検討等を行うとともに、中学生・高校生に対する年金セミナーの実施をさらに進め、また、年金教育等について社会保険大学の活用を図っていくことが必要。</p>
(2) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金個人情報の提供の充実を図るなど、	<p>○ 年金相談者数(来訪相談者数)</p> <p>○ 被保険者記録の事前通知件数</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。</p>

<p>事業主、被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実すること。</p>	<p>○ インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数</p>	<p>○ 各施設を利用した相談体制について、年金電話相談センターの増設等、組織の整備が進められた。また、相談時間の延長、休日開庁による相談のモデル実施等の取組みが開始される等、利用者のニーズにより配慮した取組みが進められた。 ○ 社会保険事務所における相談の予約制の導入等、課題とされている事項について、拡充に向けた検討を早急に行うとともに、「業務改革プログラム」に基づく年金相談室の電話相談ブースの拡充等の取組みについても、効果的に推進していくことが必要。 ○ さらに、年金電話相談センター事業については、「市場化テスト」のモデル事業の結果も踏まえつつ、より利用しやすいものとしていくことが必要。</p>
<p>(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。</p>	<p>○ ホームページ掲載の相談項目数 ○ ホームページの年金額簡易試算へのアクセス件数</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。 ○ 「長官へのメール」など、利用者のニーズ、苦情等を的確に把握する上で必要な体制が整えられており、「お客様満足度アンケート」の結果、来訪者の全体的な満足度が「満足」「やや満足」を合わせて8割強となっている。 ○ 引き続き、利用者の視点に立って、随時業務の改善を図っていくとともに、来所の必要をなくすためのサービスの拡充についても充実を図ることが必要。</p>
<p>(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。</p>	<p>○ ホームページアクセス数 ○ 情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ○ レセプト開示件数 ○ 被保険者記録の事前通知件数 ○ 年金見込額の提供件数</p>	<p>(評価結果) 目標の達成に向けて進展があった。 ○ 情報公開法に基づく開示請求の開示件数及びレセプト開示件数については、積極的な対応を反映して、年々増加している。また、年金受給予定者が加入状況を把握できるようにするため、58歳到達者への「年金加入記録のお知らせ」の送付や「国民年金保険料納付額のお知らせ」の送付等の取組みが行われた。 ○ 平成17年度中のターンアラウンド方式（支給年齢到達直前に年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組み）の導入に向けた整備等を進めることが必要。</p>

※ 定性的な目標については、達成度に応じて評価を以下の4パターンに類型化している。

- ① 目標を達成した。
- ② 目標の達成に向けて進展があった。
- ③ 目標の達成に向けて着実な取組みがみられた。
- ④ 目標の達成に向けた取組みが不足している。